

定住促進持家取得補助金

【ターン者・Uターン者を補助します】

補助金の対象となる方

下記の全ての要件を満たす方が対象となります。

○対象者の要件

(1) Iターン者又はUターン者

Iターン者：市外出身者で定住を目的として市内に住民登録を行った方

Uターン者：市民であった方で、定住を目的として再び市内に住民登録を行った方。ただし、転出から転入までの期間が5年に満たない方及び転出時に学生又は勤務地が市内であった方を除く。

(2) 転入後2年以内かつ平成24年4月1日以降に持家の所有権移転登記若しくは所有権保存登記をした方、又は、持家の所有権移転登記若しくは所有権保存登記後に転入した方

(3) 持家に現に居住している方

(4) 市税を滞納していない方

補助金額《一律50万円》

補助は、一家屋につき一回限りです。

申請の方法と提出書類

所有権保存登記から6月以内（土日祝日等閉庁日は除きます。）に以下の書類を財産運用課に提出してください。

○提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 申請者の戸籍附票の写し
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 登記事項証明書の写し（土地・建物）
- (6) 代表者選任届（共有の場合）



【お問い合わせ】奥州市 財務部 財産運用課 0197-24-2111 内線 329